

(案)

人材調整準備会合の設置について

〔平成23年 月 日〕
〔地域主権戦略会議決定〕

- 1 「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)5(2)に基づき、人員の地方移管等について必要な検討を行うため、地域主権戦略会議に人材調整準備会合(以下「準備会合」という。)を置く。
- 2 準備会合の構成員は、次のとおりとする。
座長 地域主権戦略会議の構成員のうち議長が指名する者
構成員 内閣府大臣政務官
総務大臣政務官(人事行政・行政管理・地方行政・地方財政)
総務大臣政務官(情報通信)
法務大臣政務官
財務大臣政務官
厚生労働大臣政務官
農林水産大臣政務官
経済産業大臣政務官
国土交通大臣政務官
環境大臣政務官
全国知事会の推薦する者、全国市長会の推薦する者及び全国町村会の推薦する者であって、座長が指名する者
(注)内閣府大臣政務官及び複数置かれる各省大臣政務官については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。
- 3 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 座長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する構成員による審議の場を設けることができる。
- 5 準備会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、準備会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)(抜粋)

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築(移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等)